

令和2年12月定例会 常任委員会

総務委員会

委員長名	鈴木智
委員会開催日	令和2年12月11日(金)、14日(月)
所属委員	[副委員長] 宮川政夫 [委員] 鈴木優樹 橋本徹 吉田英策 椎根健雄 小林昭一 古市三久 青木稔



鈴木智委員長

(1) 知事提出議案：可 決…5件

※[知事提出議案件名はこちら](#)

(2) 議員提出議案：可 決…2件

: 否 決…1件

※[議員提出議案はこちら](#)

(3) 請 願：採 択…8件

不 採 択…1件

※[請願はこちら](#)

(12月11日(金) 総務部)

吉田英策委員

本県の森林環境税について、課税期間を令和7年度まで5年間延長することである。これまで5年間、県は森林環境税を徴収していたが、事業所や法人は対象になるのか。また、総務部は徴収するほうかもしれないが、この5年間、どのような使い道としてきたのか。

税務課長

1点目の課税については、個人の県民税に1,000円を超過課税の形で課税している。法人についても同様に、法人県民税の均等割額の10%を課税している。

用途については農林水産部の所管であるが、施策については森林環境の保全及び森林を全ての県民で守り育てる意識の醸成に取り組むことを基本として、水源区域や水源涵養機能等が特に高い区域等の森林整備、森林資源の活用による持続可能な社会づくり、市町村が行う森づくり等の推進、県民参画の推進に取り組んでいる。

吉田英策委員

年間の金額はどのくらいか。

税務課長

税収額について、単年度では個人県民税ベースで約9億円、法人県民税ベースで約2億円、単年度で約11億円、5年間で約56億円である。

吉田英策委員

国の税制改正もあり、国も2024年から同様な名称の森林環境税を始める。これは復興税が名前を変えたとのことで、一部マスコミなどでも同じ名前前で二重課税が問題ではないかとの指摘がされているが、2年程度ダブることについてどのように考えているか。

税務課長

国の森林環境税との重複について県の森林環境審議会の答申では、県の森林環境税を活用した取組と、市町村に譲与される国の森林環境譲与税の取組との役割分担において、各制度の趣旨を踏まえ実施すると明記されている。対象や使い道においてそれぞれの役割を明確にし、施策を進めていくとの整理である。

県民負担については、委員指摘のとおり、現在個人住民税には、東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律に基づき、平成26年度から令和5年度まで、県民税と市町村民税にそれぞれ年額500円、合計1,000円が標準税率引上げ措置により課税されている。この措置は5年度で終了となる。

国の森林環境税については、6年度から同額の1,000円が課税されるため、実質的な負担増はないと考えている。

吉田英策委員

それぞれ森林の保全と復興とのことだが、私は県民の負担感が増えると思っており、国と県で同種の森林環境税をかけるべきではないと思う。負担感はないのではないかとの説明であるが、復興や森林保全については第一義的にはやはり国や県の責任で行うことが求められると思うため、二重課税にもなるような税制は見直すべきと思うが、どうか。

税務課長

二重課税とのことであるが、森林審議会の答申で、森林環境整備の対象を譲与税で行うものと県の森林環境税で行うものと明確に区分している。使い道についても、県と国で役割分担をし、重複しない形で施策を展開すると答申に記載されている。

橋本徹委員

総務部長説明の一般会計補正予算の人事委員会勧告に基づく期末手当の改定について、約6億6,000万円の減額計上とのことだが、財源が国庫支出金と繰入金でそれぞれ8,600万円、5億7,300万円とのことである。不勉強で申し訳ないが、減額分はそのまま国庫や繰入金に戻されるのか。

財政課長

今回の6億6,000万円の財源のうち国庫支出金については、義務教育関係の教職員の人件費の国庫支出金が減額されて交付されることになる。

また、繰入金の5億7,300万円は一般財源であり、一般財源の持ち出しが減るため一旦財政調整基金に戻し、県の財政にしたいと考えている。

橋本徹委員

せっかく減額したので、新型コロナウイルス感染症で苦しんでいる方々の支援に回るような財源になってほしいとの思いで質問した。医療関係者や観光業、飲食業、学生等の支援になるよう有効に使うことを願う。要望も含めた質問であった。

議案第26号の県立医科大学の定款の一部変更について、保健科学を研究創造するとのことであるが、改めて具体的にどのような人材を養成していくのか聞く。

私学・法人課長

保健科学部には4つの学科を設置する。1学年の定員が理学療法学科では40名、作業療法学科も定員40名、診療放射線科学科が定員25名、臨床検査科が定員40名である。いずれも県内の技術者が全国に比べて人口10万人規模で少なく、なおかつ県内に養成機関がない、あるいはあっても2か所ほどしかないため、県内への定着を第一に学部をつくるものである。

吉田英策委員

私学・法人課への質問になるかと思う。県立医科大学の医療産業トランスレーショナルリサーチセンター（TRセンター）の内容と、今回浜通りにも施設建設の動きがあると新聞報道があったことについて、どのような検討をしているのか聞く。

私学・法人課長

TRセンターは、震災後に本県で医療研究のシーズ的なものを産業や医薬品の開発等につなぐかけ橋として、県立医科大学の国際医療科学センターにつくったもので、所管は商工労働部である。分かる範囲での説明となるが、今回の新聞報道については、復興副大臣が浜通り視察において言及されたものであり、県立医科大学の理事長は、浜通り地域の産業振興に貢献する考えを示したものと受け止めているとのことである。内容はまだ詰まっておらず、県立医科大学において今後検討が進められると聞いている。

吉田英策委員

報道では南相馬市小高区や双葉郡双葉町の名前も出ている。県立医科大学に設置されているセンターへの期待があり、医薬品や医療を民間との共同で開発したりする施設と理解している。TRセンターへの県の負担はどのくらいか。

私学・法人課長

商工労働部からの補助金で運営されており、年間運営費としては23億円弱と聞いている。

吉田英策委員

県が毎年約23億円の負担をしている。新たなものが小高区になるのか双葉町になるのか、そうした施設に対して県民負担が増大しないようにと思う。今後詰めていくと思うが、見通しはどうか。

私学・法人課長

このセンターの事業は100%国からの財源で行っており、今後についても県立医科大学及び商工労働部で国に要望し、事業継続が図られるものと考えている。

吉田英策委員

今年度から事務のミスに対処するため内部統制制度に基づき事務手続が進められているが、効果についてどのように認識しているか。

行政経営課長

内部統制制度については地方自治法の定めにより、今年度から都道府県に対して導入が義務づけられた。

本県における具体的な内部統制の取組は、財務に関する事務を対象にこれまでの不適切事案を基にリスクを類型化し、間違いやすいミスを落とし込んだチェックリストにより、全所属において四半期に一度のセルフチェックと1年間の総まとめをした上で出納機関による評価等を、二重チェックの形で自分たちの業務の仕方を省みる仕組みになっている。

その効果については、制度が導入されて9か月程度であり所属でのセルフチェックが3回程度行われたところであるが、チェックリストはリスクを類型化した上で構築されているため、個別具体の確認事項が細部にわたっており、各所属におけるセルフチェックの中でも、ある程度不適切な事務ミスの防止に向けて一定程度効果が出ていると考えている。

吉田英策委員

現場での様々な作業ミスを防止するのは当然であるが、統制との言葉からいろいろ感じるところがある。単純に言えば、チェックリストに基づいて、所属長が各職員のミスの有無も含めてチェックするとの理解でよいか。

行政経営課長

内部統制の目的は、事務を行う上で当然リスクがあることをあらかじめ想定し、未然防止策を講じながら結果として適正な行政運営に努めることであるため、委員指摘のとおりと思う。

吉田英策委員

ミスを根絶するのは当然であり大いに進めるよう願うが、職員の管理が過度になることで、萎縮し新たなミスを呼ぶよ

うなことがあってはならない。バランスはあってしかるべきと思うため質問した。ミス根絶のために引き続き努力願う。

橋本徹委員

在宅勤務について聞く。在宅勤務をする場合は本人の申出によるのか、上司の指示なのか、あるいは係等でローテーションを組んで行っているのか。

人事課長

在宅勤務の実施は、本人の申出による。

橋本徹委員

先日の朝日新聞の記事では、本県も在宅勤務を出張扱いにしているとのことであったが、在宅勤務の概念はなかったのか。出張手当は出していないようだが、その辺りを聞く。

人事課長

服務自体に在宅勤務の扱いがなく、自宅に出張すると整理している。

橋本徹委員

記事にも指摘があったが、今後、情報通信費の扱いをどのようにするかが課題になると思う。現段階での考え方を聞く。

人事課長

自宅で勤務するに当たりネット環境に係る通信費や電話代、電気代等の経費が発生すると思う。その在り方に関しては現時点で国でも見ていないため、今後他県の動向等を確認しながら制度をつくっていきたい。

橋本徹委員

知り合いの県職員から、在宅勤務が始まってから仕事ができる人にばかりしわ寄せが来るとの懸念の声を聞いた。仕事ができるできないはどの会社でもあると思うが、偏らないようにしっかり考えた上で制度を導入するよう願う。要望とする。

小林昭一委員

只見川について、流水占用料を徴収していると思うが、年間どのくらいの金額か。阿武隈川等の河川ごとか。

財政課長

委員指摘のとおり、仕組みとしては、川から得られる占用料、例えばそこに許認可をして使用料を取るなど水利権も含めて土木部で徴収している。毎年変動しており、手元に数字はないが、承知している範囲では30億円程度の収入があり、一般財源として土木部が河川の維持管理に使っている。

小林昭一委員

県管理の河川とのことでよいか。

財政課長

詳細は土木部になるが、承知している限りでは、国が直轄で管理している部分は国で占用料を取り、県が管理している河川で得られる流水占用料は県で徴収している。

(12月11日(金) 危機管理部)

橋本徹委員

以前から気になっていたことを聞く。消防署に女性の消防職員が少ないと常々感じている。警察では目標を決めて女性の警察官を増やす取組をしているが、県内の消防署の状況を聞く。

消防保安課長

今年4月1日現在の女性消防職員数は県内で42名、全体の職員数2,507名の1.7%である。全国は2%強であるため少し低い状況である。

各消防本部とも女性職員の募集を積極的に行っているが応募も少なく、喜多方消防本部及び双葉消防本部にはまだ女性職員がいない。特に双葉消防本部は積極的に募集活動をしているが、残念ながら応募自体がないとのことである。

消防庁としても全国的に女性職員の活動を紹介しており、実際の現場でも女性の力は大きいと、積極的に消防職員になってもらうよう対応していると聞いている。

橋本徹委員

伸び悩んでいるように感じるが、原因や課題をどのように捉えているか。

消防保安課長

消防の業務はかなり厳しい部分もあり、女性が業務に就くことにちゅうちょするところもあると思うが、実際に女性が活躍している場面も多々あるので、それらを広く周知し、多くの女性に消防職員になってもらえるよう努めていく。各消防本部でもそのように活動しているため、県としても引き続き支援していきたい。

橋本徹委員

私を感じる課題としては、消防署の造りが男性用になっている古い庁舎が散見されることである。その辺りの改善状況は把握しているか。

消防保安課長

消防署には男性が多いため女性用の施設が少ない状況であったが、本県の場合、東日本大震災の災害復旧や緊急防災減災事業債を使い、庁舎関係の建て替えをかなり進めている。その中で女性用のトイレや更衣室等の施設の充実を図り、女性の消防職員が活動しやすい環境づくりを少しずつ進めている。既存施設についても改修できるものは改修し、改修ができない部分については使用時間の調整や札をかけるなどにより同時に使うことのないような工夫をしていると聞いている。

橋本徹委員

国、県を含めて女性の活躍を推進していく中では、力仕事や危険な任務を伴う消防や警察、自衛隊等もそうだが、中でも特に消防吏員としての女性進出が遅れていると感じているため、広報について、例えば県内で活躍している42人の女性消防士の冊子を作る等PRに努めるよう願う。要望である。

吉田英策委員

新型コロナウイルス感染症の蔓延が心配されている。陽性者の緊急搬送は消防で行うと思うが、事例は報告されているか。

消防保安課長

新型コロナウイルス感染症に伴う緊急搬送は、陽性患者だけでなく疑わしい人もあるため複数ある。消防本部の救急隊員も感染予防対策の装備をして対応しており、搬送して陰性であった場合も装備関係は処分し、その分は消防庁が毎月状況を確認した上で補充したり、県の対策本部からも補充してもらうなどにより、各消防本部で不足のないよう対応している。

吉田英策委員

身近に患者に接する業務であるため様々な対処をしているとのことであるが、どのような内容か。濃厚接触になる場合、隊員に対するケアはどのようなものがあるのか。

消防保安課長

陽性者の場合は、本来は県や政令市等の保健所で移送するのが基本であり、消防の対応ではないが、県と消防で6月11日に協定を結び、県での対応が困難な場合には消防本部の協力を得て移送を行うことになっている。それに関しては、陽性者や陽性の可能性の高い方についても先ほど述べたとおりフル装備で対応しており、万が一その方が陽性であった場合には、隊員には必要に応じPCR検査等を受けてもらい対応するとのこと、PCR検査の指定医療機関等とも各消防本部で協定等を結んでいる。

吉田英策委員

病院等の看護師への慰労金が創設され、本会議でもその支給に関して質問があった。最前線で新型コロナウイルス感染症と関わる救急隊員への慰労金の支給については、どのように検討しているのか。

消防保安課長

本会議の答弁でも述べたが、これについては全国共通であるため国及び他県の動向等を注視しながら対応する。消防職員は防疫等手当が支給できるため、各消防本部で条例を改正し、搬送等をした場合は支給できるようにしている。

吉田英策委員

防疫作業手当の内容と、新型コロナウイルス感染症の慰労金との違いを聞く。

消防保安課長

1回活動した場合に幾ら支払うという通常の危険手当のようなものである。各消防本部で条例をつくり、1回につき3,000～4,000円を支給している。

吉田英策委員

我々は救急隊員への慰労金の支給も求めているが、こうした濃厚接触に関わる業務を行う方へのケアや慰労金の支給をぜひ検討するよう願う。

次に、リアルタイム線量計についてである。全県に約3,000か所あるリアルタイム線量計と可搬型の線量計について、安全・安心を担保するためには長期的な配置継続が必要だと思うが、この間の線量計のメンテナンスはどのようになっているか。長く使っていれば壊れたり不具合が出ることもあると思うが、線量計の補修やメンテナンスについて聞く。

放射線監視室長

リアルタイム線量測定システムなどモニタリングポストについては、年1回点検校正を行い、必ず正常に稼働することを確認している。

吉田英策委員

設置してある全てが正常に作動しているとのことではよいか。

放射線監視室長

現在稼働しているリアルタイム線量測定システム、可搬型モニタリングポストについては、正常に稼働している。

吉田英策委員

一時期リアルタイム線量計の撤去が問題になったが、今は約3,000か所の線量計と可搬型のモニタリングポストの全てについて継続すると考えてよいか。

放射線監視室長

リアルタイム線量測定システムの再配置については、平成28年2月に県内に設置している約3,000基の配置を見直すことが国から示された。その後、国では県内各地で住民説明会を開催したが、配置見直しについて反対意見が相次ぎ、県としても市町村の意見を十分に配慮して対応するように求めた。

このような経過を踏まえ、昨年5月に国において、県内のリアルタイム線量測定システムの配置の見直しは行わず、当面存続させることを決定した。

県としては、引き続き国に対し、市町村や地域住民の意向を十分に踏まえ、理解を得ながら丁寧に対応するよう求めている。

吉田英策委員

住民の放射線に対する安全・安心を確保するためには、線量計を継続して配置することが本当に大事であると思う。

次に、汚染水について聞く。これについては意見を聞く会を以前から開いており、報道ではパブリックコメントに5,000件を超える様々な意見があり、海洋放出反対の意見が圧倒的に多かったとのことである。県は、こうした住民の意見をどのように反映していくのか。

原子力安全対策課長

この意見については、意見を伺う場や書面により募集した意見、国が県内の各団体等で行った説明会等での意見の取りまとめとして10月に公表したところである。やはり風評を懸念する意見がかなりの数を占めているため、県がこれまでも求めてきた正しい情報の発信や具体的な風評対策の提示が十分ではないところがあると考えている。これらの意見を踏まえ、国において慎重にしっかりと検討してもらいたいと考えている。

吉田英策委員

今回の本会議での答弁も、正確な情報発信と具体的な風評対策を求めていくとのことであったが、正確な情報発信について、県はどのような情報が正確だと考えているのか。

原子力安全対策課長

やはりトリチウムに関する問題、処理水の処分について、国の専門家により6年間以上の時間をかけて検討されているが、なかなか一般の方にはそういったことが十分伝わっていない部分もあると思う。

原発事故以降セシウム等の問題については、様々な情報発信の機会があったが、同じような放射性物質であるトリチウムについては、今までのセシウムとトリチウムの違いや、セシウムは原発事故によって放出されたがトリチウムは自然界でも生成されて存在していること、また、既に世界、日本の原子力施設においてはトリチウムを含む水が海洋等に放出処分されていることなど様々な情報が十分に伝わっていないと考えている。

吉田英策委員

パブリックコメントの内容を見ても、圧倒的多数が汚染水に対する不安と反対である。これは誤解に基づくもので正確な情報発信が必要だと考えているのか。

原子力安全対策課長

国が取りまとめた一般の方からの意見には、情報発信の強化等を求める意見が多くある。この中には、例えば「もっと分かりやすく情報発信してほしい」、「国際的な状況についても説明してほしい」、「トリチウムそのものの科学的な安全性や危険性、健康への影響等の情報を発信してほしい」といった意見が出ているため、国及び事業者においてはそれらを分かりやすく情報発信していくことが重要だと考えている。

吉田英策委員

正確な情報発信や安全性については、福島第一原子力発電所の視察で、東京電力が用意するペットボトルの水を機械にかけて見せており、私に言わせれば安全性のアピールなのかと思うが、あれはベータ線を検出できない機械を使い針が振れなかったとのことであるし、それ以前に菅首相が訪れた際、この水は安全なのか、飲めるのかとの質問に対し、東京電力は、安全であり煮沸すれば飲めると説明していた。東京電力がそのようなことを発信するのは問題があるのではないかと思うが、どうか。

原子力安全対策課長

東京電力がALPSで処理した水をボトルに入れ、視察者等にサーベイメーターで測定させて状況を説明していることは我々も承知している。

今回問題となったのは、トリチウムがガンマ線ではなくベータ線を放出する放射性物質であるとの説明を、ガンマ線を測定するサーベイメーターを使い、あたかもトリチウムからはベータ線への影響がないかのような誤解を招く説明があったのではないかということである。やはり我々が何度も東京電力に伝えているとおり、トリチウムに関しては正しい情報発信が何よりも大事だと考えている。

吉田英策委員

トリチウム水を身近に置いて、それで被曝することはとんでもなく危険な話で論外であり、今、識者が問題にしているのは、放射線が飛ぶ範囲は微々たるものだが、トリチウム水を体内に摂取することにより細胞やDNAを破損するのはないかということであるし、海洋に放出すれば食物連鎖によって多くの魚介類に取り込まれて最終的には人体にも取り込ま

れるのではないかとのことである。それらも含めた正確な情報発信が、今、本当に必要だと思うが、どうか。

原子力安全対策課長

トリチウムの放射性物質としての健康への影響については、外部被曝に関してはベータ線のエネルギーが弱く健康への影響はほぼ無視し得る程度とのことである。

一方、内部に取り込んだときの内部被曝の影響については、国の小委員会等でも報告されているが、これまでに生物濃縮等で健康への影響が出ているとの研究事例や報告等はないとのことで、特にトリチウムの内部取り込みによる健康影響は世界の研究事例等からは今のところ問題はなく、影響は少ないと考えている。

吉田英策委員

東京電力が仮に海洋放出した場合のトリチウム水の量は全く違うと思う。この間そうした事例がないというだけでは安心できないと思うのは、多くの県民、国民の当然の感情だと思う。今後、そうした知見なり研究成果を集め、それに基づく結論がこれから出ると思うため、今、安全・安心について判断を下すことはできないと思っている。

また、風評対策についても求めているが、見直し、反対を求める方々は、県漁連、全漁連をはじめとした漁業に対する風評対策を求めている。

こうした中で、やはり汚染水の海洋放出は今すべきではないと思うし、タンク保管の継続が一番の解決策だと思う。県の立場も汚染水の海洋放出ではなく、当面のタンク保管継続を求めたいが、どうか。

原子力安全対策課長

政府が開催している意見を伺う場等で関係者が風評を大きく懸念し、海洋等への放出に反対している状況についてであるが、やはり国に責任を持って今後の取扱いを判断してもらいたいと考えている。

吉田英策委員

私は全体的な汚染水の減少が本当に必要だと思うが、いわゆる地下水対策をどうしていくのかは避けて通れないし、現在は1日120t程度の汚染水が発生している。根本的な地下水対策について、東京電力はどのように考えているのか、そして県もどのように考えているのか。

原子力安全対策課長

処理水の発生原因は、原子炉建屋等に入り込んでくる水が全体的な増加の要因になっているが、国、東京電力においてはこれまでも地下水バイパスや凍土遮水壁等の対策を複合的に実施している。直近のデータでは、ここ1年間の汚染水の新たな発生量が1日当たり130~140m³程度で推移しているとのことである。

そのうち建屋への地下水の流入等で発生しているのが約100m³/日となっている。この量については汚染水対策を講じる前の4、5年前の数字と比べると3分の1程度まで下がっているとのことで、汚染水対策の効果が一定程度は出てきていると考えている。中長期ロードマップでは今後さらに汚染水の発生量を減らしていく取組もあるため、県もしっかりと監視していく。

古市三久委員

関連して聞く。吉田委員は東京電力や国が正しい情報発信をすべきと発言したが、課長の発言は正しい情報発信ではないと思う。課長はトリチウム水と発言しているが、トリチウム水ではない。なおかつ、世界の国々や日本でもトリチウム水を放出していると言うが、それは事故炉ではなく、健全な原子力発電所から放出しているのである。

さらに、この事故炉の汚染水には63核種が含まれている。課長が正しいことを発言していないところに問題があるし、それが県全体のスタンスだと思う。これは極めて問題だと思う。トリチウムしか入っていないから放出してよいのか。そうではない。今、2次処理をしているが、それでも取り切れないものがたくさんある。私の発言は間違っているか。

原子力安全対策課長

国のALPS小委員会の報告によると、国内外の原子力施設等からトリチウムを含む水が放出されているが、これらの原子力施設の中には発電施設や再処理施設等が含まれているとのことである。

福島第一原子力発電所の現在の処理水は、ALPSの運転状況により、過去に処理した水の7割程度が国の告示濃度限度を超えているのが現状であるが、ALPS小委員会の報告の前提となっている条件は、2次処理を適正に行い国の基準以下まで処理を行うよう検討が進められていると認識している。

古市三久委員

トリチウム水と言っているが、トリチウム水ではない。63核種プラストリチウムが含まれている汚染水である。それをトリチウム水として流そうとしたとのことだが、それは公聴会の前にそうではないと明らかになって非常に騒ぎになり、東京電力のやっていることが極めていいかげんだと明らかになった。そのことを県も考えなければ駄目だと思う。過小なことを言うから世の中の人もそう思ってしまう。マスコミ等もトリチウム水と報道するため、トリチウムしか含まれてないと思ってしまう。

先ほど課長はトリチウム水は人間の健康に影響ないと発言したが、誰がどのように説明しているのか、資料を提出願う。

原子力安全対策課長

トリチウムによる人体への影響等については、本年2月に取りまとめられた国のALPS小委員会の報告書において、トリチウムによって健康に影響があるとの報告は確認されていないとの記述がある。

古市三久委員

トリチウム水の影響について、例えば北海道の泊原発や佐賀県のは原発はPWR（加圧水型原子炉）であるが、これはBWR（沸騰水型原子炉）よりも極めて膨大な量のトリチウムを放出しているため、そういうところで様々な健康被害が発生しているとも言われている。どこまで本当かは分からないが、そのようなことが言われているのであれば、トリチウム水は影響ないと簡単に済まされる問題ではない。

トリチウム水の中身を見れば、小委員会が言っていることが正しいとは信用できないと思う。県民のためを思うのであれば、問題があることと問題がないことを県民に正しく情報提供し、その中で判断してもらうことが必要である。そういうことをぜひやってもらいたいが、どうか。

原子力安全対策課長

トリチウムに関する正しい知識について、情報発信がいろいろな面で不足している。国のALPS小委員会の報告書においても、トリチウムの現状も含めて情報発信を行うことについて触れている。そういった風評への影響の原因として、正確な情報発信が非常に大事であるため、こういった取組については我々としても国にしっかりと取り組んでもらえるように求めていきたい。

古市三久委員

汚染水の問題について幾つか聞く。

ALPS小委員会の報告書には、敷地の有効活用についても書いてあり、タンク保管の継続について、敷地の制約を踏まえつつ敷地全体を徹底的に有効活用すべきとある。具体的には、貯留水タンクエリアの効率化、さらに言うとフランジタンク解体跡地の活用である。フランジ施設の跡地は既に解体して更地になっていると思うが、どうか。

原子力安全対策課長

フランジタンクの解体については、現在進められてるエリア、終了しているエリア、今後解体していくエリアとそれぞれの進捗状況がある。フランジタンクの解体によって一定程度の空き地が発生することは、中長期ロードマップ等の定例の月例報告等で報告を受けている。

古市三久委員

これから跡地ができるのか、それとも既にできているのか。課長はできているとは述べていないが、Cエリアはフランジ等を解体して空き地になっているのではないかと。

原子力安全対策課長

エリアの名称までは手元に資料がないため答えられないが、一部解体が完了し、空き地があると考えている。

古市三久委員

解体して空き地になっており、そこには9万7,000㎡の汚染水をタンクで貯めることができ、そうなれば1年11か月分が可能との試算もされている。そういうことを把握しているか。

原子力安全対策課長

フランジタンクの解体で発生する空き地については、国及び東京電力等から具体的な利用についての報告を受けていない。

古市三久委員

そこまでは聞いていない。県として、フランジタンクを使ったところが更地になり、別なことに使えるような状況になるのかを把握しているかと聞いている。

原子力安全対策課長

フランジタンクの解体跡地の活用については、国のALPS小委員会の報告書等で、今後の廃炉作業に必要となってくる施設等もあるとのことで、それらの跡地を利用するに当たっては、1つ目にALPS処理水を貯留するためのタンク、2つ目に使用済燃料や燃料デブリの一時保管施設として、約8万1,000㎡との具体的な数字が報告されている。3つ目に今後具体化を検討していく施設としてデブリ取り出し等の資機材の保管施設やモックアップ施設、分析用の施設等があるので、敷地全体の利用について検討していくと報告されている。

古市三久委員

課長の答弁では、県は最初から海洋放出ありきとの見解であると聞こえる。多くの県民や漁業者等の第一次産業に携わる人は海洋に放出するなど言っている。そのためにどうすればよいのかを県が考えなければならないのではないのか。それとも廃炉を早く進めるために海洋放出しかないとの見解なのか。部長に聞く。

危機管理部長

処理水の取扱いについては、これまでも再三答弁しているとおり、現在県内外において様々な意見が出されているところであり、県としては国に対して正確な情報発信と具体的な風評対策を示すように一貫して求めている。様々な意見を踏まえて慎重に対応方針を検討するよう求めている。

古市三久委員

部長が正しい情報発信と述べたが、県は正しい情報を発信していない。先ほどの課長説明もそうであるし、漁業者は東京電力と、次からはきちんと漁業者の理解を得て放出すると約束している。そうであればきちんと約束を守るよう、県から東京電力に言わなければならないのではないのか。サブドレーンの件については漁業者と東京電力が文書で約束をしており、放出するときには理解を得た上で行うとした。しかし、まだ理解していないと思う。理解していないのであれば理解するように努力しなければならないのではないのか。部長や課長の発言では誰も理解しないと思う。

フランジタンクの跡地を使えば1、2年もたせることができる。そういうことは考えていかなければならない。1日の汚染水の発生量は130～140㎡とのことであるが、このうち雨水による量はどのくらいと想定しているか。

原子力安全対策課長

確かに降水量の多い月においては建屋へ浸入する量が増えているとのデータがある。直近のデータでは、それらが1日当たり100㎡とのことで、これは雨水プラス地下水等からの流入と考えている。

古市三久委員

地下水と雨水から汚染水が増えるわけである。雨水と地下水がどのくらい入ってきているかを聞いている。140㎡の中でどのくらいか。

原子力安全対策課長

東京電力と国が毎月1回公表しているロードマップの進捗状況では、地下水による流入、雨水による流入の区別等はしていない。

古市三久委員

国会議員が東京電力に調査に行き、140㎡のうち雨水が50㎡、地下水が50㎡、つまり100㎡は流れ込んでいるとのことであった。そうであれば残りは40㎡である。その100㎡を止めることも可能だと言っている。

例えば、1号機にカバーはしておらず、フェーシングできていないところもある。急いで1号機にカバーをつけ、フェーシングすれば50㎡の流入を止めることが可能だとしている。それを東京電力に早く対応するよう要望すべきと思うが、どうか。

原子力安全対策課長

1号機のカバーに関しては、事故後に一度粉じん等の飛散防止のため全体にカバーが取り付けられた。その後プールからの使用済燃料の取り出しに向け建屋屋上の瓦礫等の撤去作業を行うため、現在は一時的に屋根部分のカバーが取り外されている状況である。

現在も瓦礫等の撤去の対策は続いているが、今後大型クレーン等の重量物等を撤去するに当たり、落下等の影響で粉じん等が飛散する可能性があるため、より安全に行えるよう再度建屋全体を覆うような大型のカバーを取り付け、そのカバーの中で重量物等の瓦礫の撤去を行う予定となっている。

古市三久委員

東京電力の説明を述べるだけでは駄目である。県の考え方を説明すべきであるのに、課長の答弁は東京電力等の説明をただ話しているだけである。

福島第一原子力発電所の廃炉に向けての最大の問題点は、地下水等の水対策である。汚染水が入ってこなければかなり早く炉の中をきれいにして、空冷でも何でもできて、廃炉の道筋が早くできると思う。水対策に最大の力を取られている。

例えば凍土壁による止水であるが、凍土壁からも一日に50㎡程度の水が入っている。凍土壁から漏れてくる水を止めるのは、技術的に可能ではないのか。廃炉安全監視協議会で議論したことはないのか。

つまり、福島第一原子力発電所の一番の問題は水対策である。それについて取り組まずに放っておくためこのような問題になりたくさんのタンクができた。今さら言っても仕方がないが、凍土壁ではない方策を考えればこれほど水は増えなかったかもしれない。そのため、凍土壁から漏れてくる50㎡をいかに止水するかについて、東京電力にきちんと求めていくべきである。そうすれば一日に40㎡しか増えず、タンクもあと数年はもつ。

私から言わせると、それらをきちんと東京電力に求めない県が問題である。廃炉安全監視協議会の目的や所掌事務にはやるべきことが書かれていると思うが、一つ一つきちんと東京電力に求め、県民の安全・安心や放射能の被曝を小さくするなどしなければならぬ。東京電力等の説明をうのみにしては駄目である。部長はどう考えるか。

危機管理部長

委員指摘のとおり、汚染水対策について、大本となる雨水や地下水の流入をいかに防ぎ、その発生量を減らすことにすることはそのとおりだと思う。

東京電力の中長期ロードマップにおいても汚染水の発生量を抑制するとのことで、5年後の姿として一日当たり100㎡まで減少させるとの方向性が示されている。

我々としては、廃炉安全監視協議会の中で、東京電力の取組について監視しながら、一日も早く少しでも減らせるように東京電力に求めていきたい。

古市三久委員

雨水の問題だけでなく、凍土壁についても東京電力にきちんと申し入れるべきであると強く要望しておく。近いうちに東京電力に県の要望として凍土壁の止水をきちんと行うよう求めるべきである。雨水についてもできることは最大限行って減らす努力をするよう申し入れることを部長に求める。

福島第一原子力発電所の廃炉汚染水対策の責任者はどこか。

原子力安全対策課長

福島第一原子力発電所の廃炉については、国の原子力災害対策本部及びその下部組織の廃炉汚染水対策チーム会合などの組織である。その組織等の取りまとめ、事務方として経済産業省となっている。

古市三久委員

福島第一原子力発電所のサイト内の廃炉汚染水の責任者は誰か。東京電力ではなく国なのか。

原子力安全対策課長

福島第一原子力発電所事故の廃炉の責任は国及び東京電力と考えている。

古市三久委員

東京電力の株の半分は国が持っているため国と言えば国なのかと思うが、サイトの中の責任、事故を起こして廃炉にしていく責任は、法的には東京電力ではないのか。課長は特措法を根拠にしているのか。それとも違う法律があるのか。

原子力安全対策課長

福島第一原子力発電所については、原子力災害特別措置法における原子力緊急事態宣言が発出されている事業所となっている。廃炉の実施責任は事業所を管理する東京電力、全体的な工程を検討する国の役割と考えている。

古市三久委員

それは東京電力であり、全体的に支援したりするのは経済産業省のスキームでやることになっている。そのため法的には東京電力の責任である。国はいろいろ言うが、やはり東京電力にきちんとやるように求めているか駄目だと思う。その辺りをきちんとやるよう願う。

東京電力と県漁連が約束事をしているが、答弁を聞いていると全然関係ないように聞こえるため、きちんと履行できるような支援を県がやらなければ駄目だと思う。そうでなければ県は何のためにあるのかということになってしまうので、約束事を履行できるように支援すべきと思うが、部長はどう考えるか。

危機管理部長

県漁連、全漁連も含めての意見については、やはり風評に対する強い懸念を持っているとのことで、海洋放出には反対との意見だと聞いている。そうした意見については国の関係者からの意見を伺う場の中でも漁連から国に伝えていると承知しており、我々としてはそのような意見を踏まえ、国には慎重に対応方針を検討するよう求めている。

また、これまで説明しているとおり、処理水の取扱いに当たって風評に対する懸念が非常に大きいため、風評への具体的な対策を示すよう再三国に対して求めている。

古市三久委員

このような答弁しかできないことについては理解するが、県は禍根を残さないような取組をしっかり行うよう願う。

それから、11月に、原子力規制庁は、手続次第では敷地外にトリチウム汚染水を持ち出すことが可能であるとの認識に立っているというような報道があったと聞いた。一方政府は、認可された手法以外では持ち出すことはできないと話しているとのことだが、その件は分かるか。

原子力安全対策課長

処理水は放射性液体廃棄物の取扱いとなるため、原子炉等規制法で認可された施設でなければ保管や取り扱うことができないと考えている。

古市三久委員

ここでそれを議論しても仕方ないため、そのような話があったことを調べ、後で説明願う。

鈴木智委員長

その報道を受けて、持ち出すことが可能かどうかを調べてほしいとの依頼か、資料要求か。

古市三久委員

そのような報道があったので、その事実についてどのような内容かを確認願う。

鈴木智委員長

県に確認してもらえばよいとのことか。要望でよいか。

古市三久委員

要望でよい。

鈴木智委員長

引き続き、質問のある方は発言願う。

古市三久委員

福島第二原子力発電所の廃炉については廃炉安全監視協議会で議論しているが、先日大飯発電所3、4号炉について新しい原子力基準により認可取消しの判決が出た。何が問題かと言うと地震動である。地震によってどの程度の健全性が保たれるかについて、保たれないため駄目だとの判断であった。

そこで、福島第二原子力発電所の地震津波の件であるが、27.5mの津波が来ることを東京電力も認識している。しかしそれに対する体制は、議論を読むときちゃんとされていないように感じる。15mの防潮堤を造ったが、福島第二原子力発電所の高さは12m程度で27mの津波が来たら越えてしまう。

福島第一原子力発電所であるような事故が起きたのは、15m以上の津波が来るとの予測に蓋をしてしまったためである。これは東京電力の不作为である。東京電力にはそのようないわゆる前歴があるため、廃炉安全監視協議会で津波の問題をもう一度議論すべきと思うが、どうか。

原子力安全対策課長

福島第二原子力発電所について、現在、廃止措置計画が国に申請され、我々の安全協定に基づく事前了解願が出されており、計画の内容について確認を行っている状況である。

津波に対する備えについては、東京電力としては廃止を行うことになるため、原子力規制委員会が震災後に定めた新しい審査基準への適合は国から求められていない状況であるが、東京電力として審査基準を準用し、自らが評価を行い国に報告している数字が、先ほどの津波の高さ27mである。

特に福島第二原子力発電所においては、震災後、アウターライズ津波や東日本大震災と同等規模の津波を想定して仮設防潮堤や建屋開口部の閉塞への対策を取るとともに、機動的な対応として給水ポンプ車や電源車を高台に備えて、万が一津波の影響があった場合でも確実に燃料を冷却できる対策を講じているとのことである。先ほどの高さ27mの津波に対しても、海側の建物の被害は一定程度あると想定した上で電源車、給水ポンプ車等の機動的な対応を取ることにより、燃料を確実に冷やすとの報告がなされている。我々としても津波対策がしっかりと講じられるよう監視していく。

古市三久委員

課長の説明は東京電力からの報告をオウム返しに述べているが、それらについて廃炉安全監視協議会や県において、どのような体制ややり方で訓練を行い、うまくいくようになっているか点検や検証をしているのか。

原子力安全対策課長

津波対策等の自然災害への備えについては、時期は明確ではないが、震災後も我々は廃炉安全監視協議会等で福島第二原子力発電所の現地調査等を行っており、対策がきちんと取られていることを確認している。

古市三久委員

地震の強さや津波の高さは最近の話であるから、以前の話では駄目である。最近明らかになった高さに対して福島第二原子力発電所がどのような状況にあるのかを、県なり廃炉安全監視協議会が検証すべきである。

もう一つは、福島第二原子力発電所の地震動が900ガルとなっている。一番大きい地震動は岩手県の4,000ガルで、東日本大震災は2,000ガルであった。最近の女川原子力発電所2号機は1,000ガルにしている。運転していないとはいえ、使用済燃料プールには多くの使用済燃料が入っている。議事録では900ガルで問題ないのではないかと言っているが、東日本大震災以降1,000ガル以上の地震は17回起きており、本当に900ガルでよいのか。大飯発電所3、4号炉は700ガルだったため駄目だとの判断になった。廃炉安全監視協議会はこの問題についてしっかり

と検証し、本当にこれで安全かどうか県民に報告すべきと思うが、どうか。

原子力安全対策課長

福島第二原子力発電所の基準地震動の設定であるが、震災当時は600ガルと設定されていた。実際の東日本大震災の地震動の観測値は427ガルであった。

震災後、規制委員会の新しい規制基準を準用して900ガルとしている。これについては東京電力が原子力規制委員会に報告しているが、適正かどうかについては国の原子力規制委員会で判断されるものと考えている。

古市三久委員

最終的には原子力規制委員会で判断すると思うが、廃炉安全監視協議会かどうかは別にしても、県として検証すべきである。原子力規制委員会だけに任せるのではなく、県が検証できるような体制をつくるべきである。そのために専門家を集めた廃炉安全監視協議会があるのではないかな。そのようなところできちんとやらないとまずいと思うため、今後しっかり取り組むよう願う。

次に、ロードマップについて聞く。ロードマップは2011年にできたが、当初のロードマップからは、今の進捗状況はどのくらい遅れているのか。

原子力安全対策課長

現在の進捗状況については、ロードマップ全体を3期間に分けたうちの第2期まで進んでいる。燃料デブリの初号機での取り出しが開始されれば第3期に移行となる。もともと第2期の中でプール燃料の取り出し等に着手するとのことであったが、現在1、2号機等ではプール燃料の取り出しに着手できていないため、この部分ではロードマップの進捗に遅れがあると思っている。

古市三久委員

何年遅れと認識しているかを聞いている。

原子力安全対策課長

プール燃料の取り出し等については、これまで2回のロードマップ改訂の中で先送りされており、今、年数については確実な数字がないため答弁できない。

古市三久委員

遅れていることは間違いない。2回しか改訂していないのか。5回くらい改訂しているのではないかな。

原子力安全対策課長

当初に改訂して以降、現在が5回目の改訂である。

古市三久委員

違うことを言っては困る。5回改訂している中で、10年近く遅れているのではないかな。

原子力安全対策課長

先ほど2回と説明したのは、使用済燃料プールからの取り出しについて延期や先送りがされた回数として答えたが、ロードマップ自体は現在が5回目である。

古市三久委員

5回改訂して10年程度遅れているとも言われている。40数年で廃炉にするとしているが、廃炉の定義は定まっているのか。どのようにするのか県は分かっているのか。東京電力や国から聞いているか。

原子力安全対策課長

中長期ロードマップにおいて第3期の終了の記載については、廃止措置の終了確認までとされている。

古市三久委員

そうではなく、廃止とはどのような形なのか。デブリから何から全部取り出して更地にして、それが廃止ということなのか。それについて今の段階で、廃止の措置の定義が決まっているのか。

原子力安全対策課長

廃止措置の定義については、原子炉等規制法でいう一般的な原子力発電所の廃止措置のことで、最終的な確認をする際の規定がある。その中には放射性廃棄物等が全て撤去されている状況と規定されている。

古市三久委員

それはそうだが、特定原子力施設、要するに運転を終了して廃止するものとは全く違う。健全な原子力発電所であっても福島第二原子力発電所の廃止に40数年もかかる。事故炉で40年としているが10年遅れている。30年後にどのようなのか。

つまり、全て取り払って更地にすることを前提に進めているのか、それとも廃炉を進めながら考えていくのか。福島第一原子力発電所の廃炉は、全て更地にして、既に10年経過しているため30年後に大熊町や双葉町の皆さんに返せるのか、科学的な根拠に基づいてやっているのかを聞いている。

危機管理部長

廃炉の最終的な姿については、現時点において明確な姿が示されているとのことではないと理解している。

ただ我々としては、これまでも廃炉に当たり、使用済燃料や燃料デブリ等については全て県外において処理処分をするよう国に継続して求めているところであり、デブリや使用済燃料の県外での処理処分の道筋をつけながら、30年後、40年後における廃炉の姿について、今後国での議論があるものと思っている。

古市三久委員

部長から明確でないとの答弁があった。結局何だか分からないが廃炉作業を一生懸命やっている。そうであっても無駄に税金を使ってはならないと思う。やはり廃炉安全監視協議会で最終形をどのようにするか、福島第一原子力発電所をどうするか等を議論し、働いている人や県民に示していかなければならない。群盲象をなでるという言葉があるが、何だか分からないがいろいろみんなでやっているのが福島第一原子力発電所の廃炉作業だと思う。

つまり、現状のリスクを下げるために様々な仕事を行っているが、科学的、技術的に30年なり40年後に本当に廃炉という最終形の実現が可能なのかどうかをきちんと議論し、一つの方向性を定めていかなければならないと思う。科学的な根拠があるのか、技術的に可能なのか、廃炉安全監視協議会で議論すべきと思うが、どうか。

原子力安全対策課長

廃炉安全監視協議会においては、ロードマップの進捗に応じて一つ一つ案件等の確認を進めているところである。

中長期ロードマップについては、今のところおおむね2年程度での改訂になっており、廃炉安全監視協議会においても昨年12月にロードマップの中身についていろいろと確認し、ロードマップ案に対する意見も取りまとめている。

先ほどの汚染水の話に戻るが、発生量を現在の目標である150m³以下に下げることが必要との意見や、最終の姿については、廃炉作業を進めていく上で廃炉の段階的な姿をより具体的に示すことが重要との意見も国に伝えており、引き続き廃炉の進捗が安全かつ着実に進むようしっかりと監視していく。

古市三久委員

実現可能性や技術的に可能かどうかはどこの組織が決めるのか。東京電力か、それとも廃炉等支援機構（NDF）か。どこで決めるかを県は知っているか。

原子力安全対策課長

廃炉の取組についての進捗スケジュール等については中長期ロードマップの中で定めるが、技術的な裏づけ資料についてはNDFが廃炉戦略プランを専門家によって改訂しており、その中でデブリ取り出しに関する課題、技術的な開発の必要性等について国に提案を行っている。

古市三久委員

ロードマップは東京電力がつくっているのか、NDFがつくっているのか。

原子力安全対策課長

中長期ロードマップの策定は廃炉汚染水対策関係閣僚等会議で作製している。この会議は原子力災害対策本部の下部組織となっている。事務局は経済産業省である。

古市三久委員

NDFとはどのような関係か。NDFは廃炉をどのようにするか、つまりデブリを全部取り払って更地にするなどの議論をして決めていくのか。

原子力安全対策課長

NDFの役割は廃炉の技術的な部分への支援となっており、この技術戦略プランの策定や、研究開発部門での会議等もNDFが取りまとめている。廃炉を進めていく上での技術的な検討の位置づけとしてNDFがある。

古市三久委員

今回の委員会でも質問するので、ぜひ調べるよう願う。それと同時に、何だか分からないところに向かって様々取り組んでいることについては、税金が無駄に使われる可能性もあるため、そうならないように県としてもしかるべきところに要望するなどよろしく願う。今日質問した様々なことへの明確な回答がされなかったものについては、来年のことを言うと鬼が笑うと言われるかもしれないが、来年の委員会等でもただしていきたいと思うためよろしく願う。

(12月14日(月) 人事委員会)

吉田英策委員

今年度の大卒程度の合格者は390名との説明であったが、男女それぞれの人数と県内外の比率を聞く。

採用給与課長

390名の男女比については、男性が272名、女性が118名で、女性の割合は30.3%である。昨年が29.9%であり0.4ポイントの増となった。例年30%前後で推移している。

県内外の比率については、住所に関係なく採用しているため住所の情報を把握していないが、例えば大学等の関係で現住所は県外であっても県内出身者が大半を占めている。

古市三久委員

関連であるが、採用予定者数363名に対して合格者390名とは、どのような根拠によるのか。

採用給与課長

363名の採用予定人員に対してそれより多い合格者数としているのは、採用の際の辞退者を見込んでいるためである。

古市三久委員

今年度の辞退者はどの程度だったのか。

採用給与課長

今年4月採用の場合で述べると、大卒程度では各職種を含めた合格者が204名のところ、実際の採用は171名で辞退が31名であった。

古市三久委員

例年の統計的な数字からこの程度と判断していることを理解した。

以前の委員会でも技術職の採用について質問したが、今回はどのような状況か。

採用給与課長

技術職の確保状況は職種によって異なるが、大卒程度の農業土木、土木、薬学、畜産については、残念ながら採用予定人員が確保できない状況であった。具体的には、農業土木が採用予定人員11名のところ合格者8名、土木が18名のところ14名、薬学が5名のところ2名、畜産が5名のところ4名で、最終合格者数が予定数に届かなかった。

古市三久委員

採用予定数以上の受験者はいても、県が求める人材に見合わず結果的に予定数に達しなかったのだと思うが、予定者数に達していないのは問題である。これを補充していくような手だては考えているのか。

採用給与課長

今後、任命権者が臨時職員等の確保により不足分を補充すると思う。

事務局としても次年度に向け、任命権者と協力し大学等への募集広報活動を行ったり、土木等では最近同様の傾向が続いていることから試験制度の妥当性等も含めて検討を進めている。

古市三久委員

高卒の技術職の試験はこれからか。

採用給与課長

現在、高校卒程度の技術職は土木のみの採用になっている。これについては既に試験は終わっており、高校卒の土木の採用予定人員3名に対し最終合格者は5名で、2名ほど多く合格した。

古市三久委員

土木の関係については、様々な災害等で非常に需要があり仕事も多くある。そのため将来を見越して、県の業務に差し支えることなく、県民の要望に適切に応えるような体制をつくるのが基本である。臨時職員での対応もあろうが、公務員数が減少しており、様々な災害等に対応できないとも言われているため、土木に限らず一定程度の職員を確保することが県民の安全・安心に寄与する意味で大切であることから、人事委員会としても十分に検証しながら、任命権者は知事等であるが情報共有しながらしっかりと取り組むようお願い。

(12月14日(月) 出納局)

橋本徹委員

内部統制制度について、局長説明で財務事務検査を92か所で実施し必要な指導等を行ったとのことであるが、具体的な指導内容を聞く。

審査課長

財務事務検査の指導については、例えば収入調定の誤りがあった場合、それが財務規則における知識不足なのか、それとも組織内でのチェック不足なのかとの原因の究明を行い、その原因から導き出される改善策を執行機関に検討してもらい、報告と実行を求めている。

橋本徹委員

これまでの検査で見えてきた傾向と、それに伴う改善策について聞く。

審査課長

執行機関122か所のうち92か所で検査した中での主な指導項目は、収入調定の遅延や納期限の誤りなど収入に関することが割合で46.3%、郵便切手等出納簿などの記載誤り、決裁誤りなど物品に関するものが24.4%である。

当課としても、定期的な収入や支出についてセルフチェック表を作成し、その活用により適正な事務執行が図れるよう執行機関を指導している。

橋本徹委員

内部統制制度導入により誤りの芽を小さいうちに摘むことが目的だと思うが、現段階でどの程度減少させるかなどの具体的な数値目標はあるか。

審査課長

現在数値目標はないが、そもそも内部統制制度は、組織的なチェック体制の確立、業務の効率的、効果的な遂行、業務に関わる法令等の遵守を目的とし、事務処理ミスなどに対する対応策を講じることで発生を一定程度の水準以下に抑えて

いく。評価機関としての出納局は、日常審査、財務事務検査等を含めて確認している。

橋本徹委員

引き続きよろしく願う。

局長説明に、利便性の向上と非接触非対面を重視する観点から収納の多様化を進めるとある。例えば自動車税のコンビニ納付など手数料が発生する場合があるが、どのように検討しているのか。

出納総務課長

自動車税の手数料については総務部所管になるが、昨年度設置した庁内の関係課職員による検討会において、今年度に入ってから新型コロナウイルス感染症を機に、新しい生活様式への転換を図り、非接触非対面の収納を増やしていかなければならないとの観点から、多様な公金収納の在り方について検討している。短時間で実現できるものについては、出納局と担当部署等で調整を図りながら推進に向けて取り組んでいる。

橋本徹委員

手数料と言えども税金であることを懸念している。手数料を減らし、その分を別なところに使えばよいとの思いがあるため、自分もコンビニ納付を極力避けている。利便性の向上と併せ、その手数料を公金の一部で充当する兼ね合いをしっかり検討するよう願う。要望とする。

吉田英策委員

工事検査について、比較的軽微な工事については効率化を図るとのことだが、比較的軽微な工事とはどのような工事のことか。

工事検査課長

比較的軽微な工事とは、解体工事、河道掘削工事、500万円未満の工事など、工事成績評定を付さない工事である。これらについては、出来形や品質、出来栄えなどの評定を付さないことから簡易な検査でも十分対応可能と判断している。

吉田英策委員

効率化を図ることは必要だと思うが、こうした解体や掘削は、現在災害で河川改修が進んでおり、きちんとした工事ができていなければならないと思う。効率化を図ることは当然だが、1日当たりの検査件数が多く人的に対応が難しいのか。背景はどのようなことか。

工事検査課長

工事検査の効率化の理由については、今年度は復興・復旧工事の最終年度であることと、昨年度の台風第19号の災害が重なったことにより工事の発注件数が増加した。それにより工事検査件数が増える状況を踏まえ、今年度の工事検査は2時間以内に書類検査を済ませる、個別の検査時の工事内容を事前に入手し、実際の発注者、受注者との検査時間を少なくする取組をしている。今回の比較的軽微な工事の対応もその一環として対応している。

吉田英策委員

きちんとした工事をしてもらい、それに対する検査を効率的に行うとのことと思うが、工事をする側の体制の充実は必要だと思う。これは人員の増員も含めて必要と思うが、検査員の増員等は検討しているか。

工事検査課長

検査員は限られているため、対応できないところについては出納局長の依頼に基づき、各公所長が所属職員の中から任命検査員を選び検査をする体制を取っている。年末や年度末はどうしても件数が多くなるため、そのような体制により検査を実施しており今年度も同様に予定している。

(12月14日(月) 議会事務局)

椎根健雄委員

今年度は新型コロナウイルス感染症に伴うイレギュラーな対応等があり、事務局も苦労があったと思う。このコロナ禍で、県外調査は行くことも受け入れることもリスクがあり中止しているところである。2か月程度前であったか、本庁舎の前に他県からの県議会のバスが停まっており、このような状況でも本県を訪れるのかと思ったが、受入れはどのような状況か。

政務調査課長

県外からの本県に対する行政調査についてである。新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言直後は各県議会とも県外調査を控える動きがあったが、緊急事態宣言解除後は各県議会の判断により県外調査を再開する動きも見られている。主に夏以降であるが、本県に対しても様々な調査の要請が来ており、執行部にも受け入れの可否等を確認した上で、受け入れ可能な事案については基本的に受け入れている。

なお、和歌山県、山形県等からの視察を受け入れたが、受入れに当たっては手指消毒や会場での十分な距離を取った対応など、感染防止に十分配慮した上で実施している。

椎根健雄委員

コロナ禍で全国的にもかなり厳しい状況になっており、来る側も受け入れる側もリスクがあるため、感染の状況も注視しながら対応願う。要望である。